

京都市消防局訓令乙第9号

各 部  
防 災 危 機 管 理 室  
消 防 学 校  
各 消 防 署

京都市消防局公印規程の一部を次のように改正する。

平成20年3月31日

京都市消防局長 折 坂 義 雄

第11条を第12条とし、第6条から第10条までを1条ずつ繰り下げ、第5条の次に次の1条を加える。

(押印手続)

第6条 公印を使用する者（以下「公印使用者」という。）は、文書管理システムを利用して意思決定を行ったときは、文書管理システムにより、公印を保管する所属に対して、公印の押印のための申請（以下「公印申請」という。）をしなければならない。

2 公印使用者は、押印を必要とする文書（以下「押印文書」という。）に係る次の各号に掲げる添付文書の種別に応じ、当該各号に掲げる文書を保管者又は保管補助者（以下「保管者等」という。）に提示しなければならない。

(1) 電磁的記録 押印文書

(2) 紙の文書 押印文書及び当該添付文書の付いた添付文書回議票（公文書規程第8号様式に規定する添付文書回議票をいう。）又は紙決裁（公文書規程第2条第10号に規定する紙決裁をいう。）の決定書

3 保管者等は、前項の規定により提示された押印文書と当該決定書とを照合し、押印を適当と認めたときは、公印申請が行われた決定書にあっては文書管理システム

に承認の意思を登録し、その他の決定書にあっては公印使用者に公印使用簿及び当該決定書に必要な事項を記入させ、自ら押印し、又は公印使用者に押印させるものとする。

4 前項の規定により公印使用者に押印させるときは、保管者等は、その押印に立ち会わなければならない。

第5条を削る。

第4条第3項中「京都市消防公文書取扱規程」の右に「(以下「公文書規程」という。)」を加え、同条を第5条とする。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(職務代理の場合の公印)

第3条 局長その他の職員に事故があるため、又は局長その他の職員が欠けたため、他の職員がその職務を代理する場合には、当該局長その他の職員の公印は、その職務を代理する職員の公印とみなす。

別表第1中「第3条関係」を「第4条関係」に改める。

別表第2中「第4条関係」を「第5条関係」に改める。

第1号様式中「第5条関係」を「第6条関係」に改める。

第2号様式中「第8条関係」を「第9条関係」に改める。

第3号様式中「第10条関係」を「第11条関係」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この訓令による改正後の京都市消防局公印規程第6条の規定は、平成20年4月1日以降に公印申請を行うものから適用する。

(消防局総務部庶務課)